

北上市告示甲第2号

北上市畜産農家経営継続支援給付金交付事業実施要綱を次のように定める。ただし、この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

令和5年1月16日

北上市長 高橋敏彦

北上市畜産農家経営継続支援給付金交付事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、飼料価格等の高騰の影響を受ける畜産農家に対し、予算の範囲内で北上市畜産農家経営継続支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、畜産経営の継続に資することを目的とする。

(給付対象者)

第2 給付金の交付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、市内において家畜を飼養する畜産経営体（法人を含む。）であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 牛又は豚を飼養していること。
- (2) 飼料を自ら購入していること。
- (3) 次に掲げる制度のいずれかに加入していること。

ア 肉用牛肥育経営安定交付金制度

イ 肉用牛子牛生産者補給金制度

ウ 肉豚経営安定交付金制度

エ 配合飼料価格安定制度

(給付金の額)

第3 給付金の額は、給付対象者が令和5年1月1日現在、市内において飼養する家畜について、次の表の左欄に掲げる家畜の種類に応じて同表右欄に定める給付単価に当該家畜の頭数を乗じて得た額の合計額とする。

家畜の種類	給付単価
肉用牛（7か月齢以上）	円 11,000
乳用牛（7か月齢以上）	12,000
乳用牛（6か月齢以下）	2,000
繁殖用豚	1,000

(給付金の交付申請等)

第4 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、北上市畜産農家経営継続支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 令和4年中に飼料を購入したことがわかる書類
- (2) 第2第3号に掲げる制度に加入していることがわかる書類。ただし、申請時点で飼養している子牛がいない繁殖農家にあつては、過去3年間に飼養した子牛が肉用牛子牛生産者補給金制度に加入していた実績がわかる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(給付金の交付決定等)

第5 市長は、第4の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付金の交付を決定し、北上市畜産農家経営継続支援給付金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書により申請者に通知したときは、当該交付決定をした日に申請者から給付金の請求があつたものとみなして、給付金を交付するものとする。

(給付金の取消し等)

第6 市長は、給付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、給付金の交付を受けたとき。
- (2) 給付金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの告示に違反したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の交付決定を取り消したときは、その取消しにかかる給付金について、期限を定めて返還を求めるものとする。

(補則)

第7 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名
電話番号

北上市畜産農家経営継続支援給付金交付申請書兼請求書

北上市畜産農家経営継続支援給付金の交付を受けたいので、北上市畜産農家経営継続支援給付金交付事業実施要綱第4の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額兼請求額 円

2 家畜飼養頭数（令和5年1月1日時点）

家畜種類	補助単価	申請頭数
肉用牛（7か月齢以上）	11,000円	頭
乳用牛（7か月齢以上）	12,000円	頭
乳用牛（6か月齢以下）	2,000円	頭
繁殖用豚	1,000円	頭
肥育用豚	800円	頭

様式第2号（第5関係）

北上市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

北上市畜産農家経営継続支援給付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市畜産農家経営継続支援給付金について、北上市畜産農家経営継続支援給付金交付事業実施要綱第4の規定により、円を交付することに決定したので、同要綱第5の規定により通知します。

年 月 日

北上市長 高 橋 敏 彦

